

27年4月
施行

改正フロン法

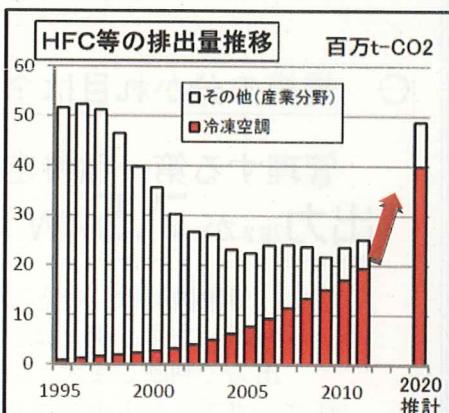
に関するお知らせ

フロン類の確実な回収や処理を目的にしている「フロン回収・破壊法」が改正され、フロン類に係るすべての主体に対して取組を促していく「フロン法」として27年4月に施行されることとなりました。これより、業務用の冷凍冷蔵機器や空調機器を所有（管理）している方は、『定期点検』などに取り組むことが義務付けられました。

○ 法改正の目的

高い温室効果を持つフロン類（HFC等）の機器使用時の排出（漏えい）が、10年後には現在の2倍以上となる見通しです。

このような状況を改善していくため、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を講じることとなりました。



○ 法改正で誰が対象になるの？

第一種特定製品※1 の管理者※2です。

フロン類を使用した機器うち、第一種特定製品に当たる業務用の冷凍空調機器の管理者は、法に基づき、管理の適正化に努めることが必要となります。

※1 第一種特定製品

… 冷媒としてフロン類が充填されている次の機器です。

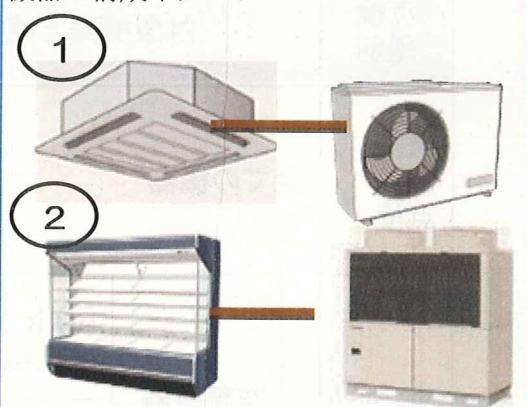
① 業務用の空調機器（エアコン）

パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍機、チラー、スクリュー冷凍機、ガスヒートポンプエアコン、スポットエアコン 等

② 業務用の冷蔵機器及び冷凍機器

冷蔵・冷蔵ショーケース、自動販売機、業務用冷蔵庫・冷凍庫、冷水機、ビールサーバー、輸送用冷蔵冷凍ユニット 等

機器の構成イメージ



※2 管理者

… 当該製品の所有権の有無若しくは管理権限の有無によって判断されます。

所有及び管理の形態（例）	「管理者」となる者
自己所有/自己管理製品	当該製品の所有権を有する者
自己所有でないリース/レンタル製品	当該製品のリース/レンタル契約で管理責任を有する者
自己所有でないビル・建物付帯設備	当該製品を所有・管理する者（建物のオーナー）

○ 管理者が取り組むべき事項は？

管理している第一種特定製品（機器）の規模によって、次のように「機器の定期点検」「点検の記録・記録の保存」等が順守事項となります。

	機器の点検	点検の記録	記録の保存	漏えい量の報告
全ての機器の管理者	簡易定期点検	○	○	○
一定規模以上の管理者	簡易定期点検＋有資格者※3の定期点検	○	(機器を廃棄するまで記録も保存)	(1事業者 1,000t-CO ₂ 以上漏えいの場合)

○ 規模の分かれ目は？

管理する第一種特定製品の機器^{注1}の圧縮機に用いられる電動機の定格出力^{注2}が 7.5kW 以上かどうかです。

注1 対象機器は、ひとつの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力により判断します。例えば、ひとつの冷凍サイクルに2台の機器が使われている場合は、2台の合計の定格出力で判断します。

注2 ガスヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「圧縮機に用いられる電動機の定格出力」を「動力源となるエンジンの定格出力」に読み替えます。

○ 点検ってどんな内容？

点検には「定期点検」「簡易定期点検」の二種類があり、管理者に求められる点検の内容の詳細は、次のとおりとなります。

点検種別	対象機器と規模		点検方法	点検頻度
定期点検	全ての機器		目視確認等 ・製品からの異音 ・製品外観の損傷、腐食、錆び、油にじみ ・熱交換器の霜付き等	四半期ごと (季節ごとの運転切り替えなどを考慮した点検)
	空調機器	50 kW以上 (中央方式エアコン 等)	有資格者※3による ①目視確認等 ②間接法 ・機器の運転状況などの記録などから判断等	年に1回
		7.5～50 kW (ビル用マルチエアコン 等)	③直接法 ・発泡液で確認 ・蛍光剤で確認等	3年に1回 注3
	冷凍機器 冷蔵機器	7.5 kW以上 (冷凍冷蔵ユニット 等)		年に1回

注3 3年に1度以上の定期検査とは、法施行後3年の間に1回以上の点検を言います。このため、法施行初年度に当該規模の機器の点検を一度に行う必要はありません。計画的な実施をお願いいたします。

○ 点検の記録と保存

点検の記録は、該当する機器ごとに必要となります。

[記録事項]

- ✓ 管理者・点検実施者・修理実施者・第一種フロン類充填回収業者※4の名称・氏名
- ✓ 点検を行った機器の設置場所及び当該機器を特定するための情報
- ✓ フロン類の初期充填量
- ✓ 点検・故障時に係る修理の日時及び内容・結果
- ✓ 充填・回収の日時及び充填・回収したフロン類の種類・充填量・回収量など

[記録の保存期間]

当該機器の廃棄まで保存

[点検記録簿の例]

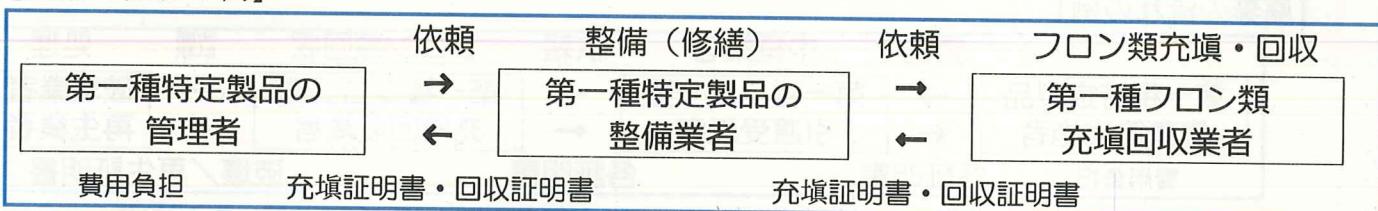
国から点検記録簿のひな型が公開される予定です。

○ フロン類の漏えいが確認されたら（機器の整備）

管理者は、可能な限り速やかに漏えい個所を特定し、修繕を行います^{注4}。

フロン類の充填や回収は、都知事の登録を受けている「第一種フロン類充填回収業者」が行います。修繕終了を確認する際、フロン類の「回収証明書」や「充填証明書」を受け取り、保管するようにしてください。

[整備の流れの例]



注4 漏えい個所の修繕が完了しない状況での充填は禁止されています。

○ 算定漏えい量の報告

管理者は、漏えいしたフロン類の量を、地球温暖化係数（GWP）注5で換算し、漏えい量を計算します。この計算により、1,000トン以上の漏えい（事業者としての合計）があったときは、事業所管大臣（管理者の行っている事業を所管している大臣）への報告が必須です。

注5 地球温暖化係数は、国により公表される予定です。

※3 有資格者の例（運用の手引きで詳細を確定予定）

- ・ 冷媒フロン取扱技術者 ((一社)日本冷凍空調設備工業連合会、JRECO)
- ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・ 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者

※4 第一種フロン類充填回収業者

法施行とともに、現行の「第一種フロン類回収業者」は、次の業者登録の更新まで充填行為が可能な「第一種フロン類充填回収業者」にみなされます。

○ 第一種特定製品の廃棄時の対応

第一種特定製品の廃棄時には、フロン類を適切に回収しなければなりません。都内で行うフロン類の回収は、都知事に登録のある第一種フロン類充填回収業者のみが行うことができる行為です。

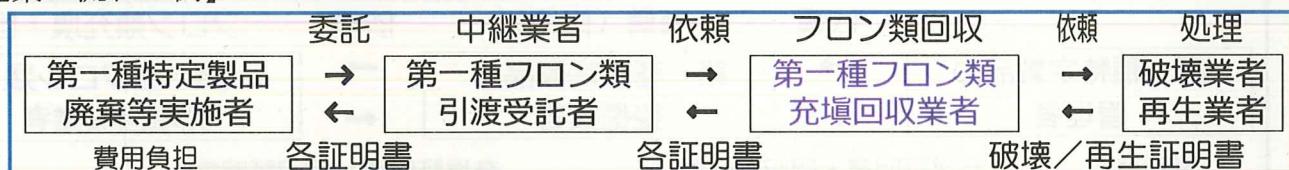
フロン類が確実に処理されたことを「破壊証明書」若しくは「再生証明書」等の各証明書で確認してください。

■ 第一種特定製品を廃棄する者は

- 機器中の冷媒フロン類を都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に引き渡し(フロン類の引渡しを中継する第一種フロン類引渡受託者に引き渡す場合も有)
- 回収を依頼する書面を交付、その写しを保存(3年間)
- 第一種フロン類充填回収業者から交付された引取証明書を保存(3年間)
- 第一種フロン類充填回収業者から回付された破壊証明書若しくは再生証明書で、フロンの処理を確認
- 費用負担

行程管理票で管理

【廃棄の流れの例】



第一種フロン類充填回収業者の登録名簿は、都フロン対策のホームページで公開いたします。

ノンフロン機器等導入の検討

- フロン類を使用した機器を所有する方は、その機器の新規導入や買替を行う際、より環境影響の少ない(低GWP)機器やノンフロン機器の導入を検討することが求められています(法に基づく指針)。

支援しています!

- 東京都では、中小企業に対し、「省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵機器(別置型ショーケース付)」に対する補助を実施しています。設置の工事費まで補助対象となる大変お得な制度です。ぜひ、ご利用ください。

フロン類のみだり放出の禁止

- 冷媒フロン類をみだりに大気中に放出することは禁止
- 違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象

詳しいことは、ホームページでご案内しています。

都フロン対策HP
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

東京都 フロン対策

検索

東京都

環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

電話 03-5388-3471

メール S0000627@section.metro.tokyo.jp



このチラシは、環境省、経済産業省の審議会資料等から作成しています
←経済産業省ホームページ

環境省ホームページ→

